

平成十八年十月二十四日受領
答 弁 第 七 九 号

内閣衆質一六五第七九号

平成十八年十月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出琉球王国の地位に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出琉球王国の地位に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

沖繩については、遅くとも明治初期の琉球藩の設置及びこれに続く沖繩県の設置の時には日本国の一部であつたことは確かである。また、御指摘の各「条約」と称するものについては、いずれも日本国としてこれら各国との間で締結した国際約束ではなく、その当時における法的性格につき政府として確定的なことを述べることは困難である。